

ウクライナ紛争分析シリーズ⑤

戦争中のエスカレーションに対する国際法上の制約

防衛戦略研究室 3 等空佐 山本 哲史

本稿の要点

- ・ロシアのウクライナ侵攻は、開戦から 2 年を過ぎた頃（2024 年春頃）から、ロシア領土へのウクライナによる反攻（incursion）が行われる局面へと推移している。
- ・自衛のための戦闘とはいえ、国境や戦場からの距離によらず、あらゆる武力行使の合法性は国際社会における万国共通の規範である国際法上の自衛権（right of self defense）行使の要件論（requirements）に照らして検証する必要がある。
- ・規範の履行確保の実態まで視野に入れた国際社会の動態把握を試みるのが法実証主義（legal positivism）の国際法学であり、それは従来の研究に軍事的合理性（military rationality）を的確に踏まえた法解釈論を追求することで精度を高めることができる。
- ・領域主権の尊重の要請は全ての国を対象とし、敵国領土への攻撃や侵攻も必要性（necessity）及び均衡性（proportionality）という自衛権行使の要件を満たす場合に限定されている。他方、同時に、戦闘においては立場や状況によらず全ての当事国は国際人道法（IHL）上の必要性（武力行使以外に危険回避の手段がないこと）と均衡性（文民への付随的損害の局限）の要請に従う必要がある。
- ・これらを焦点に観察し分析した結果、本稿を通じて得られる戦略の資は 2 つある。① 国際法上の自衛権行使の要件を満たす攻撃であることを説得的に示せるかが、敵国領域への攻撃の可否を含めた作戦の柔軟性を実質的に決める。② 状況認識（SA）及び情報収集・警戒監視・偵察（ISR）の高い能力を構築し維持することには、それぞれの本来の機能に加えて①に大きく貢献する可能性がある。

- ・今回のウクライナによるロシアへの越境反攻は、ウクライナの自衛権行使の要件論としては必要性及び均衡性要件を概ね満たすものと評価される。この評価の背後には、均衡性判断における狭義説と広義説のうち、ウクライナによる反攻に際しては実のところ広義説に傾いているという国際社会の反応が透けて見える。他方、諸説に照らせば仮に休戦やロシアの撤退の可能性が示唆される状況における攻撃は違法となる可能性が高い。
- ・自衛権行使の他に（武力）復仇（belligerent reprisal）として越境攻撃を捉えることも可能である。しかし復仇という概念の法的性質自体がそもそも不明確であり、国際法違反行為の停止や撤回を働きかける効果が狙える限りで妥協的に認められているに過ぎない。また、越境攻撃に止まらず越境進軍の場合、領土の奪取ではなく撤兵を働きかけるための暫定的な実効支配として制約するのでなければ、復仇としても成立しない。
- ・平和を取り戻し維持するためには、「法の支配（rule of law）」すなわち国際法の遵守を軸に国家実行を積み重ねるよりほかない。解釈論が論争的なイシューについても、諸説を適切に参照した上で我が国としての法解釈論を誠実かつ戦略的に確立することは急務である。

はじめに：国際法研究者の直感

何事も的確な直感なくして正しい判断などできない。安全保障や防衛に関する議論においても、専門的な分析手法や考察力はもちろん重要であるとしても、そもそも直感がうまく働かなければ問題の焦点や議論の出発点が適切に掴めない。偉大な戦略家として名高い故コリン・ 그레이（Colin S. Gray）などは、戦略への科学（science）の導入の効用を強く主張するマイケル・オハンロン（Michael E O'Hanlon）に対し、実戦経験を通じて培われる「直感（intuition）」の重要性を強調していた³。

国際法研究者にとっても直感は極めて重要である。国際法学においては、実定法（positive law）の法解釈論が取り組まれてきた。これは法実証主義（legal positivism）と呼ばれる研究スタイルとして知られる。国際法学は、道徳や倫理など特定の教義に基づく議論に決別し、現実に国際社会の動態を生み出す国際法の機能に注目し把握することを目指して発展してきた⁴。したがって一定以上のトレーニングを積んだ国際法研究者の意識は実定法とその解

³ 拙稿「認知の罫を知る研究—エスカレーション抑止への心理学的知見導入の可能性と限界—」『エア・アンド・スペース・パワー研究』10号、航空自衛隊幹部学校、2023年、31-52頁。

⁴ 中世までの国際法学はキリスト教の教義に支配された自然法思想（natural law theory）に基づく議論を蓄積してきたが、欧州世界において17世紀に入りウェストファリア体制（Westphalian system）が確立し、世俗的な個々の主権国家（secular sovereign powers）が実力を背景に国際社会を動かすようになると、その現実の動きを捉えようとする法実証主義

釈を軸に社会現象を観察し理解することへと向いている。

ロシアによるウクライナへの衝撃的な武力侵攻は、一見して明白な国際法違反として世界中から厳しい非難を浴びた⁵。その後様々に戦局を迫りつつ、侵攻開始から2年半を過ぎた頃から、ウクライナ領内での苦戦の打開を狙い、逆に今度はウクライナがロシア領へ侵入し反撃を行う局面へと戦局は推移している⁶。

このウクライナによる反攻を扱う各種報道や評論は活発であるものの⁷、そこに国際法の実定法の解釈論が示されることは稀である⁸。こうしたことに国際法研究者は直感的に強い

が主流となった。その後、20世紀前半においてハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) やアルフレート・フェアドロス (Alfred Verdross) らウィーン学派 (Vienna School of Jurisprudence) は純粋法学 (pure theory of law) の議論を活発化させ、我が国においても横田喜三郎博士などがその学統を継受するなどし、実定法の解釈論にのみに特化し各種の価値判断を持ち込ませないことで科学性を追求する動きが見られた (実定法の良し悪しを判断せず規範の所在と内容を客観的に記述することに特化する立場の主流化)。更に20世紀後半には再び国際法への政治的影響を分析の視野に収めようとするミレス・マクドゥーガル (Myres McDougal) らニュー・ヘブーン学派 (New Haven School) に代表されるスタイル (法を客観的かつ中立的なものとして扱うのではなく、政治のプロセスとして相対的に見る立場) が米国を中心に実務の世界でも活発化し、ジョージ・ブッシュ (George W. Bush) 政権下で先制自衛 (pre-emptive self defense) 概念に基づくアフガニスタン戦争などが推進されるようになり、強者の論理で国際法の解釈適用が説明されるようになると、主流的な言説 (discourse) に対する脱構築目線 (constructivism) での批判法学 (Critical Legal Studies: CLS) のような、むしろ国際法の客観性の装いを暴き脱構築を狙う取り組みも学界動向としては勢いを増している。

⁵ 「今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為です。明白な国際法違反であり、断じて許すことはできず、厳しく非難致します。」と述べて、我が国も早い段階でロシアの武力攻撃をウクライナへの侵略 (invasion) と断定し、以降一貫してウクライナを支持する立場を取っている。「ウクライナ情勢に関する我が国の対応についての会見 (首相官邸 HP)」2022年2月27日。

⁶ ウクライナは、ロシア西部のベルゴロド州 (Belgorod)、ブリヤンスク州 (Bryansk) およびクルスク州 (Kursk) の各所へ攻撃を仕掛け、特にクルスク州における軍事作戦において成功を収めているとされる (2024年8月時点)。

⁷ Tim Lister, Eve Brennan and Allegra Goodwin, “How Ukraine turned the war on its head with surprise attack on southern Russia,” *CNN*, August 17, 2024; Guy Faulconbridge and Olzhas Auyezov, “Kremlin accuses the West of helping Ukraine attack Russia,” *Reuters*, August 17, 2024. 例えばこのロイターの記事の中でロシアのタカ派論客として著名なニコライ・パトルシェフ (Nikolai Patrushev) は新聞のインタビューに答えるなかで「クルスク (Kursk) 侵攻は NATO と西側の特別部隊 (special services) の支援を得て計画されたもの」とする認識を示したとされるも、国際法上の評価に関する主張の有無に関する紹介はない。

⁸ エクスター大学のクリス・オメーラ博士は、本稿執筆時 (2024年8月) においてこの問題に国際法学の観点から専門的分析を加える数少ない武力紛争法の専門家である。Chris O’meara, “Ukraine’s Incursion into Kursk Oblast: A Lawful Case of Defensive Invasion?” *Just Security*, August 23, 2024.

違和感を抱くことになる。すなわち、ロシアに国際法違反の目を向けるのであれば、その他のことについても一貫性を以って国際法に照らして考えるべきではないか。無論、ロシアによる深刻な国際法違反を免責せよというのではない。各種の国家実行は国際法の実定法に照らして偏りなく評価されるべきである、というのが我が国の外交の大きな指針の一つでもある「法の支配 (rule of law)」の根底にある価値観である。

こうした問題意識から、本稿はウクライナによるロシア領への反攻の国際法上の評価を考察するものである。より一般化するならば戦線の拡大というエスカレーションが国際法上どのように扱われているのかを明らかにする取り組みである。武力侵攻は当然に国際法違反である⁹。では、武力紛争の拡大に関し、諸国や学説にはどのような規範意識が見られるのか。武力行使を一般的に禁止した現代国際法の下で、自衛のための武力行使は例外的に認められているに過ぎない。ではどの範囲までの武力行使であれば自衛権行使の枠内に収まると言えるのか。

とはいえ、戦争の厳しい現実には国際法を意識する余裕など当事国から奪い去るものであるのかもしれない。そうした現実的考慮も意識し、武力紛争法理解の従来の限界に触れつつ、戦争中のエスカレーションに対する国際法上の制約の明確化を本稿は追求する。

1 今なぜ国際法なのか

国際法 (public international law) とは、国家間の利害関係を調整し、紛争を未然に防ぎ、仮に紛争が発生した場合にも平和的に解決することを目的とする規範群のことである¹²。現実にはしかし戦争は起きている。しかも長期化し、国際法など何の役にも立っていないではないか、との疑問や怒りがあるとすれば、少なくとも印象論としては、もっともなことである。それでも本稿がなぜ国際法を主題にウクライナ紛争を論じようとするのかを、国際法の一般的性質の理解から起こして明らかにしておきたい。

現在の国際社会というのは主権国家が並存する社会であり、各国の国内社会のように中

⁹ 国際法上の武力行使禁止は明確な実定法上の義務であり、ICJにおいても確認される定説であるにも関わらず、憲章2条4項の文言の言葉尻を捉え、加盟国は武力の行使又は威嚇を「慎まなければならない (All Members shall refrain in ... from ...)」に過ぎず、すなわち厳密には国際法上の義務ではないとする誤解を披見する者も見られるが、それも国際法が体系的知識抜きには大学教員レベルの専門家にさえ理解が困難であることの端的な例のように思われる。繰り返しになるが、武力行使禁止は、現代国際法の体系を特徴づける中核的な原則である。この分野での我が国の国際法学が世界を牽引する水準であることを示す傑作として、松井芳郎『武力行使禁止原則の歴史と現状』日本評論社、2018年。

¹² 国際法は一般的に条約群と慣習法群の総体として概念構成される。条約はそれぞれの当事国を拘束するのに対し、慣習法の場合は基本的にすべての国を拘束する。例外的に、地域慣習国際法の存在 (インド領に囲まれたポルトガルの飛び地 enclave に対する通行権がこの2国間のみでも成立し得ること) を認めた判例として、インド領通行権事件 ICJ 判決参照。 *Case concerning Right of Passage over Indian Territory (Portugal v. India, Judgment of 1960)*).

中央集権的な政府は存在しない。主権国家同士は国際法の前では平等の扱いを受け、それぞれは自らの行動を自らの意思にのみ従って決定することを保障される（国連憲章 2 条 7 項「内政不干渉」原則）。そうした国家間のルールの根本規範（それ以上理由を遡ることのできない出発点）は「合意は拘束する(*pacta sunt servanda*)」として説明され、すなわち諸国は自らの意思以外に縛られることはないという意味で、主権国家であることを認められている¹³。

言うまでもなく、これはあくまで国際法上の平等の話である。現実の国際社会には大国もあれば小国もあり、米国のような強国は経済力や軍事力において他を圧倒するほどの突出した力を有す一方で、人口も面積も極端に小さな島国も存在する。その意味では現実には様々な点で諸国は不平等であるものの、国際法上はそれぞれの主権を等しく認め合う点において平等である。非対称な力が諸国間において強く働こうとも、奪うことのできない固有の各種権利を主権国家は例外なく国際法上有するのである。

その国際法において、第二次世界大戦後の世界秩序の中心をなす実定法の大原則が戦争の違法化である（国連憲章 2 条 4 項¹⁴）。従前のような「無差別戦争観」に基づく国際秩序を刷新し、侵略戦争を明確に国際法違反として規定した上で、集団安全保障体制に基づく秩序維持を国連安全保障理事会に担わせる制度を国際社会は用意したのである。しかしこうした制度は想定通りには機能せず、安保理決議に対する拒否権を有する五大国のいずれかが関与する問題について国連はむしろ無力であることをさらけ出し、結果的にロシアによるウクライナ侵攻においては国連憲章という多国間条約、すなわち国際法に基づく平和は全く実現できていない¹⁵。

¹³ ウィーン条約法条約上も、強制に基づく条約は無効（51 条及び 52 条）とされている。*Vienna Convention on the Law of Treaties* (1969), 1155 UNTS 331.

¹⁴ 「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

¹⁵ なお、ニカラグア事件 ICJ 判決において反対意見を投じた 3 名（日本の小田滋判事、米国のステファン・シュウェーベル判事（Judge Stephen Schwebel）及び英国のロバート・ジェニングス判事（Judge Robert Jennings））のうち、ジェニングス判事は、国連憲章 7 章下において想定された機能を安保理が果たし得ない状態の危険性を指摘している。この反対意見はジェニングス判事の ICJ 判事生活（1982-1995）を通じて最も深い見識に基づく優れた意見とする評価もある。Mubarak Waseem, “Judge Robert Y. Jennings, Dissenting Opinion, *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua*, 1986,” in Jill Barrett and Jean-Pierre Gauci eds. *British Contributions to International Law, 1915-2015*, British Institute of International and Comparative Law, Brill Nijhoff, 2020, pp.681-682; この点に関連し、国連安保理の機能不全は、国連憲章の想定する自衛権と慣習国際法上の自衛権の間の「特別法は一般法を破る」の関係を破綻させる直接の根拠となり得ることを厳しく指摘するものとして、村瀬信也「第 1 章 国連憲章と一般国際法上の自衛権」村瀬編『自衛権の現代的展開』（東信堂、2007 年）3-28 頁；村瀬信也「巻頭エッセイ 自衛権の新展開」『国際問題』No.556（日本国際問題研究所、2006 年）、1-4 頁。

こうした状況において国際法の議論を行うことに積極的意義を見出せない向きもあろうが、一方で、国際法が戦争の被害を実質的に抑える機能を果たしていることを見落としてはならない。そもそも戦争は勝ち負けや正しさとは別次元に兵士や市民に深刻な被害をもたらすものであり、そうした人々の被害を抑制する目的で武力紛争法（Law of Armed Conflict: LOAC）は発展してきた。第二次世界大戦以前の国際法学においては、戦争は違法化されておらず、したがって戦争法（the Law of War）という呼称で一般的に扱われてきたものが、戦争の違法化に伴い、すなわち戦争であろうとなかろうと武力が用いられる局面（武力紛争）においても一定の秩序をもたらすことが意識されるようになった。更に LOAC の人道的内容の発展の面を強調して赤十字国際委員会（ICRC）は LOAC を国際人道法（International Humanitarian Law: IHL）と呼称することを 1970 年代以降推進してきた。前線に立つ兵士は、どの国が正しい戦争をしているのか、どの国が最終的に勝つか、といった問題とは別次元に、戦闘の厳しい現実の中に身を置いており、戦闘の巻き添えにあい付随的損害（collateral damages）を被る市民もまた同じである、という認識が、IHL が前提とする世界観ということになる。

国際法は本質的に国家間の合意に基づく規範群であり、しかもその強制執行を担う中央集権的な権力が存在しないことから、自発的な履行のない限り国際法秩序の実現は困難である。戦争のように国家の死活的利害が直接関わる事項に関する国際法については、とりわけ履行確保が困難であることは言を俟たない。しかしそうであるが故に、IHL の法解釈論において軍事的合理性（military rationality）を的確に反映させる立論が重要になってくる。IHL の理念のみを強調したところで、軍事的合理性から大きくかけ離れた規範が当事国間において遵守されることはおよそ期待できない。すなわち LOAC は「あるべき法（lex ferenda）」としての形式的な理想を規範化するだけでは現実的に機能しえず、「現実の法（lex lata）」の法解釈においては、人道的理念と軍事的合理性の要請のバランスを的確に見定めた立論によってはじめて履行確保が期待できるのである¹⁶。

他方、武力侵攻の最終的な決着を左右しない形で、同じ結果を導き得る範囲で敵への加害を局限せよというような戦闘方法の要請であれば、当事国間のそれぞれにとって、目的を達成するためのコストを局限し利益を最大化することにつながるため、むしろ積極的な遵守が期待でき、また、現実の国際社会における秩序を観察すると、そうした動きが自然と見えてくる（法実証主義の基本的態度）。戦争が決闘や感情の拗れによるものでない限り、合理的アクターは戦争のコストを局限する方向に動くものと想定されるのである¹⁷。

¹⁶ 国際法学者の田岡良一は、筆者がここで批判的意識を向ける対象であるところの軍事的合理性に反した規範遵守の要求を包括する類似論理として、「人情の自然に反する不可能事を要求するもの」という言及を行っている。要するに無理な要求を掲げたところで規範遵守は期待できない。田岡『前掲書』16-17 頁。

¹⁷ 国際法学を離れるが、ゲーム理論においても合理性とは損得勘定のことであり、最低限の学問的前提として、合理的アクターは損得勘定ができる（すなわち少しでも利得が大きく損失が小さいことを指針として意思決定し行動する）ことを想定されている。

それが以下に見る必要性（necessity）と均衡性（proportionality）という2つの原則の本質である¹⁸。その原則の具体的な内容や程度は、実のところ軍事的合理性そのものを意味していると解することができる。すなわち、本稿の主題である越境攻撃（incursion）が自衛権の範囲に収まるか否かについても、結局のところそれが軍事的合理性の要請に適うものであるか否かの判断にかかっている¹⁹。

この軍事的合理性を把握する上では、兵器や戦術に対する具体的な知識に照らした見極めを要し、すなわち戦闘における彼我の駆け引きの前提となる戦力や脅威認識を的確に把握できることが死活的に重要である。後で見るように、例えばウクライナを激しく攻撃しているロシアのツポレフ爆撃機（Tu-22M3）に対する攻撃の必要性と均衡性を具体的に見極めるためには、その脅威（予測される攻撃とその被害の大きさと性質）と、それに対処しないし予防的に破壊しあるいは無力化するために用いることのできる軍事アセットの性能や諸元、その用い方や駆け引きをめぐる適切な知識や思考が、不確実性に対する見通しも含めて専門的知見として充実している必要がある。

2 必要性原則と均衡性原則の法源としての各種実定法

冒頭に述べた通り、実定法主義の国際法学によれば、各種の国家実行の法的評価を行うに際しては、関係する実定法の所在をまず明確にする必要がある。曖昧な感覚的な話としても国際法に関係しそうな印象論にとどまり、国際社会の秩序を把握するための明確な議論を深めることにはつながらない。

その意味では、今回のウクライナによるロシア領内への反攻（個別の攻撃及び一定地域への侵攻）を制約する可能性のある直接の実定法は、国連憲章2条4項に規定され、同時に、慣習国際法としても成立しているとされる実定法であり、すなわち他国の領域主権の尊重である。国はそれぞれに主権に基づく排他的な領域管轄権を有し、他国の主権を侵害

¹⁸ 厳密な定義は判決等の文脈毎に解釈が変化する可能性を留保しつつ、ここで概略的に定義を示しておく。必要性とは武力行使以外に危険に対処し自衛を達成する術がないことを指し、均衡性とは自衛の目的に直接寄与する範囲に武力行使の内容が制約されていることを指す。特に後者の均衡性については、敵方の攻撃に匹敵する意味での均衡とは全く異なることが重要であり、すなわち国際法上の均衡性とは仕返しの質量のバランスではなく、武力行使を最小限度に抑える目的の概念であることが理解の鍵となる。なお、均衡性の如何を「国際法の最重要原則（the most important principles of international law）」と評し、その見定めが国際法学において未確立であることを指摘した上で、均衡性を見定める9つの因子（9 factors）を提案するものとして、Charlie Trumbull, “Assessing Jus Ad Bellum Proportionality: A Factored Approach,” *Just Security*, July 2, 2004.

¹⁹ イスラエルのレバノン侵攻（1982年）は、パレスチナ解放機構（PLO）の攻撃に対する自衛を理由とするものであったが、ベイルートまで侵攻し、広範な破壊と多くの市民の犠牲を伴い、最低限の自衛の達成に直接寄与しない行為が含まれたため、均衡性原則に反し自衛の範囲を超えたものとして批判されている。Mary Ellen O’Connell, “The Myth of Preemptive Self-Defense,” *The American Journal of International Law*, August 2002.

してはならないという国際法の大原則となる実定法の解釈論が検討対象となる。

この着意は実のところ一般的に見落とされがちである。というのも、国際法上、戦争が一般的に禁止され、その限られた例外としての自衛権を行使していることを主張する国は、敵の武力侵攻に対しやむを得ず対処している状況にあると一般的には認識されている。したがって自衛権に基づくものとして主張される武力行使自体が、ある種のバイアスによって基本的に全て合法であると認識されがちであろう。ウクライナに関して言えば、ウクライナによるロシアに対する武力行使は一般的に合法とみなされる傾向があっても不思議ではない。

このことを象徴するように、ウクライナに対してロシア領への攻撃に使用しないことを条件として武器等を支援してきた諸国のうちいくつかの国は、その条件を解除する声明を行うと同時に、ウクライナによる越境攻撃は自衛権に（当然）含まれるとする立場を示してきた。そしてそうした声明を行う国のなかにそのような解釈論の根拠を示す国は管見の限り皆無であった²²。同様に、NATO のイェンス・ストルテンベルグ（Jens Stoltenberg）事務局長も、NATO 諸国に対し、武器供与の越境使用禁止条件を解除するよう求める発言を行うなかで、ウクライナによる越境攻撃は自衛権の内容に当然含まれるとする立場を特に根拠を示すことなく明らかにしている²³。

しかしたとえ自衛権行使の文脈であろうとも、どのような武力行使も国際法上当然に合法とされるわけではない。あくまでも武力行使禁止原則の例外としての自衛権の要件に当てはまる限りにおいて武力行使は合法であるに過ぎない。したがって越境攻撃が自衛権の構成要件に如何なる意味で該当するのかをウクライナは明確にする必要がある。

この点を確認するための思考枠組を大まかに整理すると次のようになる。国際法に限らず、法は一般的に遡及効を否定する規範であり、様々な新たな事象に対しては解釈を工夫しない限り古い法によって対応することはできない。後出しで物事の良し悪しを決めるようなことをしていたのでは、人は常に規範に怯えて縮こまってしまい、自由を実現するこ

²² 例えばドイツとエストニアの外相がそれぞれウクライナによるロシア領域内の軍事目標へのドローンによる攻撃を国際法上合法と述べたことを報じるものとして、*"Ukraine's drone attacks on Moscow are within international law, German and Estonian FM's say," Rubryka, August 22, 2023*; また、米国や英国が供与した一部の兵器を用いた越境攻撃を認めたことに続き、スウェーデン政府も越境攻撃を国際法上の自衛権行使の当然の範囲内であるとする立場を表明している。ただしその法的な立論は示されておらず、結論のみが示されており、裏を返せば国際法の解釈論に対する意識が高くないことの現れと見ることもできる。

²³ ストルテンベルグは「自衛はエスカレーションではない（Self-defense is not escalation）」「自衛は基本的な権利であり、人民を保護する責任であり、我々はウクライナが自衛権を保持することを支援する権利を有す（Self-defense is a fundamental right. Ukraine has the right and the responsibility to protect its people, and we have the right to help Ukraine uphold its right of self-defense.）」と述べたとされる（いずれも断定的な結論のみで法的根拠の立論はない）。*"NATO leader supports alliance's right to defend Ukraine," Voice of America, June 1, 2024.*

となどできない一方で、規範の網の目を潜り抜けるような脱法的な行動を一般的に許してしまえば、実質的に規範などない不安な社会に陥ってしまうことは容易に想像できる。そこで、各種実定法は一般的に抽象的な規定内容のものとして定立しておき、その趣旨や目的に沿った解釈を柔軟に工夫することで、社会に自由と安心をもたらす工夫としてきたのである。

国際法の世界においてもこのことは該当し、国際法の実定法の解釈法を規定したウィーン条約法条約 31 条 1 項は「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」ことを明らかにしている²⁴。すなわち「趣旨及び目的」に沿った法解釈を追求することにより、実定法の文言が新たな状況に対しても少なくとも一定程度は柔軟に対応可能となることが想定されている。

この観点も意識し、国連憲章 2 条 4 項における「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」という規定の意味を考える必要がある（法解釈論）。「いかなる国の」という部分は、それが仮に今現在自国に向けて理不尽な武力攻撃を行っている侵略国であり、あるいは一般的にも「悪の枢軸（axis of evil）」や「ならず者国家（rogue state）」というようなレッテルを貼られた国であろうとも、領土保全又は政治的独立を尊重すべき対象として等しく含める意味として解するべきか否か。これが国際法研究者の直感に基づく問いということになる。

そして国際法学においては、国際法違反に課されるペナルティによって何らかの権利に対し制限が場合によっては加えられることはあるとしても、主権自体が否定されるようなことはない、と考えられてきた。言い換えれば、純粋に、必要性和均衡性という 2 つの原則による判断が主張されてきたのである。

とりわけ自国を離れた場所すなわち領域外においては、自衛権行使に限らずそもそも武力行使の主張を行うこと自体が一般的に容易ではない。典型的な事例が、1949 年のコルフ海峡事件である。国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）は判決の多数意見において、「独立した国家間では、領土主権の尊重は国際関係の不可欠な基盤（respect for territorial sovereignty is an essential foundation of international relations）」であり、「当裁判所は英国海軍の行動がアルバニアの主権の侵害を構成することを宣言しなければならない

（the action of the British Navy constituted a violation of Albanian sovereignty）」と判断し、英国海軍によるアルバニア領海内における機雷の除去活動を国際法違反と判定した²⁵。これ

²⁴ 条約法条約自体も条約であるため、そこに規定された条約解釈の方法は条約法条約自体の解釈にはどのように適用できることになるのか、という論理的疑問が生じることは避けられない。この論理矛盾（トートロジー）については、国際法学においてはこの 31 条 1 項は慣習国際法を成文化したものとして説明することで、つまり慣習法が条約の解釈法を規定しているとする形で解消しようとしてきた。同様に、条約法条約が起草され発効する以前の条約の解釈については条約法条約に規定される解釈法が適用されるのか、という疑問についても、この慣習法の成文化説であれば少なくとも論理的に説明可能となる。

²⁵ *Case concerning Corfu Channel (U.K. v. Albania, 1949)*, ICJ Report 1949, p.35.

は、平時と戦時とを問わず国は他国の領土保全に努めねばならないとする考え方を表したものであり、すなわち機雷除去という武力行使の必要性が認められず、したがって均衡性も当然認め得ないことを示したことを意味する。

他方、必要性と均衡性という2つの原則は、戦闘行為の被害者を救済し被害を予防することを趣旨目的とする一連のIHLにも具体的に規定されてきた。すなわち、ジュネーブ条約（1949年）の第一追加議定書（1977年）35条1項及び2項並びに52条2項をはじめとする各種の実定法においては武力攻撃以外の手段では危険を回避できず（必要性）、かつ、当該行為が危険の回避に効果的に寄与する手段を採用している（均衡性）ことを条件とし、戦争弱者である文民への付随的損害を局限する義務として意識され機能することになる。これらはいわゆる武力紛争における行動を規制する目的の規範であるユス・イン・ベロ（*jus in bello*）の要請として理解されている²⁶。例えば象徴的には、1996年の核兵器に関するICJ勧告的意見の場合は、IHLが主眼とする敵側兵士及び文民保護の文脈での必要性及び均衡性の原則に言及した事例として理解することができる²⁷。

3 自衛権行使側による反攻としての越境攻撃の合法性

現代国際法の大原則である主権尊重（国連憲章2条4項）は、基本的にはユス・アド・ベルム（*jus ad bellum*）の要請として平時に適用されるものと主張されることが多かったが²⁸、国家実行を意識的に確認すると、実のところ平時と戦時を問わず、戦時下にあっても適用される性質の規範であるとする理解が今日までに広まりつつある²⁹。

²⁶ ここで示したジュネーブ条約第一追加議定書の関連諸条文の他にも、ハーグ陸戦規則（1907年）23条e項、赤十字国際連盟（ICRC）による慣習国際人道法に関する研究の規則14、ICCローマ規程（1988年）8条2項bのiv項等は国際人道法（＝ユス・イン・ベロ）上の必要性の原則及び均衡性の原則に直接関連する実定法ということができる。

²⁷ *Case concerning Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons (Request for Advisory Opinion, 1996)*.

²⁸ ユス・アド・ベルムとは、武力に訴えること（威嚇及び行使）の合法性にかかる国際法のこと。武力行使が禁止された今日の国際法においては、その例外としての自衛権及び緊急避難の構成要件を具体的には指すことになる。

²⁹ Kenneth Watkin, “Applying the Self-Defense Principles During Armed Conflict (Chapter 3 in Part II),” in Watkin, *Fighting at the Legal Boundaries: Controlling the Use of Force in Contemporary Conflict*, Oxford University Press, 2016; Yisbai Beer, “Revisitin *ad bellum* Proportionality: Challenging the Factors Used to Assess It,” *International Law Studies*, Vol.97, 2021, pp.1500-1540; ただし適用があるとしても現実には戦争全体での均衡性を量るには開戦から終戦までの総合が必要となり、実質的には個別の戦闘単位での均衡性は量り得ないとする立場もある。Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence* (Third Edition), Cambridge University Press, 2001, pp.208-212. とはいえこの立場は真山による指摘が実質的に意味する通り自衛権行使の要件を帰無化するものとなるため現実の法解釈を反映できていないと言わねばならない。真山全「第8章 自衛権行使と武力紛争法」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』（東信堂、2007年）214頁。

つまり自衛権発動の合法性の判断は、開戦時に一旦要件を満たせば役目を終えるというのは従前の考え方であり、現在は、開戦後も引き続き戦闘の継続に関し合法性判定の目が光っているという状態を意味する。加えて、それとはまた別の戦時ならではの規範であるユス・イン・ベロの要請としての、IHL上の必要性和均衡性という2つの原則（ジュネーブ条約第一議定書）による文民保護の文脈での要請についても常に漏れなく意識すべきとする理解が今や普及している³⁰。

これは、仮に相手が侵略戦争という国際法違反により武力侵攻してきているような今回のロシアのような状況にある国に対してであろうとも、等しく適用があることを見落としてはならない。換言すれば、自衛権行使は一般的な武力行使禁止原則の限定的な例外として、かつ、他国の領域主権尊重への例外として合法と認められるに過ぎないのであり、自衛権行使に必要な範囲を超えた武力行使まで無制限に認めるものではない、という意識こそが国際法学の主流的な考え方であり、これまでの国家実行の積み重ねのなかで確認される法意識である³¹。

一般的には他国の領域主権は敵国のものについても尊重する必要があるが、必要性和均衡性という2つの原則を満たす場合には自衛権行使の攻撃として合法とされるということでもある。ここで言う「必要性和均衡性」の内容を端的に把握する上で、国際法学者の田岡良一の紹介によるイタリア法学者のオットリーノ・バツニーニによる次の説明が秀逸であるので引用したい³²。「法は防衛が侵害と釣合いを保つことを要求するが、そのことは価値の小さい法益が価値の大きい法益の犠牲において防衛される場合があるのを妨げるものではない。…防衛行為は侵害行為の実体と釣合いを保つことを要するのであって、必ずしも防衛せんと欲する利益の重大性と釣合いを保つことを要するのではない。…だから、私の飼い犬を悪意をもって故なく殺害しようとする個人を、私は、他の手段がないときには、窓から発砲して殺すことももとより可能である³³。」

この点、今回のウクライナによるロシア領内への反攻の必要性和均衡性についてはどのような評価が妥当であろうか。まず個別の越境攻撃については、象徴的には航続距離の長い巡航ミサイルや自爆型無人機等を用いて国境からロシア領内のかなり奥まった地点にある航空基地やレーダー・サイトへの攻撃をウクライナは活発化している点が注目される

³⁰ 専断的に IHL の普及・啓蒙活動に従事している ICRC のほか、大学や各種研究機関等も様々な形で IHL の普及に貢献している。

³¹ このような意識は慣習国際法上の自衛権行使の要件論を示した事件（英国海軍に襲撃された米国海軍の軍艦）の名称を冠して「キャロライン定式（the Caroline formulation）」として知られる。あくまで自衛としての武力行使を認められるに過ぎないことから、危険を回避するに必要な程度を超えた武力行使は認められないとする意味で均衡性を捉えるシンプルかつ伝統的な立場である。Elizabeth Wilmshurst, *Principles of International Law on the Use of Force by States in Self-Defence*, ILP WP 05/01 (Chatham House), 2005, p.10

³² Ottorino Vannini, *Istituzioni di diritto penale*, Parte generale, 1939, p.184.

³³ 田岡『前掲書』、7-8 頁（文末注 5）。

³⁴。例えばウクライナはロシアのツポレフ爆撃機から発射される巡航ミサイルによる爆撃に悩まされてきており、その無力化ないし破壊を目的としたロシア内陸部各所の航空基地への攻撃を複数回行ったとされている（図1参照）³⁵。事実確認が必要であるとしても、仮にその目的による越境攻撃ということであれば、軍事的合理性に合致するものであり、必要性及び均衡性の原則に合致したものと見ることができよう。

他方、個別の越境攻撃ではなく一定地域への侵攻（invasion）については、ウクライナがこのタイミングで越境攻撃に訴えることになった理由として、2つの前提を理解しておく必要がある³⁶。開戦以降、NATO 諸国をはじめとする諸外国からの強力な支援を得てウクライナはロシアの侵攻を食い止めてきた流れがあり、その支援供与に際しては、特に武器供与において支援国はロシアへの越境攻撃への使用を禁止することを条件に支援を継続してきているという前提がある。こうした供与条件は、F-16 戦闘機などに象徴されるウクライナにとって実質的に主力となり得る装備品については尚更高的意識で捉えられており、それは国際法を意識した議論というより、支援国の立場から、兵器供与などによってロシアから交戦国とみなされることのないよう、いわば政治的に交戦国とは一線を画する

³⁴ ウクライナは、ロシアの宇宙アセットを地上から制御するためにロシア領内に3基設置されている宇宙管制レーダーのうち、クリミアに所在する1基を2024年6月にATACMS（米国製地对地巡航ミサイル）を用いて攻撃し、破壊に成功したとされる。Joe Barnes, “Russian space control centre in Crimea struck by missiles,” *The Telegraph*, June 24, 2024; なお、同施設は今回の破壊に先立つ2023年12月にもストーム・シャドウ（英国製空対地巡航ミサイル）による爆撃を受けている。Isabel van Brugen, “Crimea Satellite Photos Show Wreckage of Space Radar Hit by Missiles,” *Newsweek*, June 26, 2024.

³⁵ ロシアの主要都市セント・ペーターズブルグの南に位置するソリツイ2（Soltsy-2）空軍基地（ロシア・ウクライナ国境からは約650kmの地点）に駐機中のTu-22M3を狙った爆撃は、商用のクアッド・コプタータイプの無人機を改造した攻撃機によって実施されたとの情報がある。Graeme Baker, “Ukrainian drone destroys Russian supersonic bomber,” *BBC News*, August 21, 2023; その後、翌2024年7月にはソリツイより更に北、ロシア北西端の北極圏に位置するムルマンスク州（Murmansk）オレニヤ空軍基地（Olenya Airfield）を爆撃。同基地はTu-22M3が63機、Tu-95が55機、Tu-160が17機駐機する戦略爆撃機の巢とも言えるべき重要拠点であった。Cameron Manley, “Ukraine may have just scored its longest-range drone strike yet in Russian territory – a Tu-22M3 supersonic bomber about 1,100 miles away,” *Business Insider*, July 28, 2024; いずれにせよ詳細は不明とされ、特にウクライナ国境からの距離が2,000km近く離れていることから、その航続距離もさることながら、GPSに対するジャミング網も掻い潜らないことには無人機による攻撃は困難であると考えられており、一体どの地点から攻撃が行われたのか、様々な憶測を呼んでいる。Peter Suci, “Russia Freaked: Report Says Ukraine Used Drone to Strike Bomber in Arctic Circle,” *The National Interest*, July 29, 2024.

³⁶ ゼレンスキー大統領は、クルスク州への侵攻をあくまでウクライナの「防衛目的（defensive）」で行っていることを強調している。Shaun Walker and Luke Harding, “Ukraine says it has captured nearly 600 Russian soldiers during Kursk incursion,” *The Guardian*, August 27, 2024.

ための予防線として戦略的に意識し主張されてきた³⁷。



図1. ウクライナによる越境反攻（攻撃及び侵攻）の位置関係概観図

出典: Google Map を元に関連情報を記入

そして今回、特にロシアの滑空爆弾の脅威により、東部戦線において苦戦を強いられたウクライナは、ロシアの滑空爆弾の配備を分散させることにより激戦地の負担を軽減させる戦略的な目的により、戦線を拡大させることを狙ってロシア領内に攻め入ったと見る分

³⁷ F-16 の供与の経緯や意義を考察したものとして、青柳加奈子「ウクライナ分奏分析シリーズ③ F-16 供与とエスカレーション」『JASI レポート』(R6-04 号、2024 年) 参照。

析が提示されている³⁸。仮にこの見方が真相に触れているとするならば、これを事実として前提した場合に、国際法上の必要性和均衡性の原則の要請は満たされるであろうか。

この点については、主に二つの見方があり得るように思われる。一つは、侵攻先となるロシア領内がロシアによるウクライナ侵攻の重要な拠点となっているか否かに関わり、例えば重要な兵站拠点となっている場合や、補給や兵員移動の重要な地政学的経路を構成していると言えるような場合に、それはロシアによる攻撃を止める上でそこに武力攻撃を加える以外にロシアの侵攻を食い止めることができないという必要性がある、という是非に関わる。この判断に関しては、支援国の供与条件に反してまで攻撃を行ったとすれば、少なくともそれはウクライナが軍事的に追い詰められていたことを示唆するものと捉えることができそうである。ウクライナにとって、もはや NATO 諸国からの武器供与抜きに戦闘を継続できないというのが実態であり、その供与条件を反故にしてまで越境攻撃を行ったとすれば、そのこと自体が軍事的合理性を示していると見る事ができそうである³⁹。

そしてもう一つの見方は、そうした意味での必要性とは別に、そもそもロシアの社会や国内政治を混乱に陥れることでウクライナへの武力侵攻の継続を困難にする狙いで戦略的に計画された作戦という見方である。仮にこの場合であれば、国際法上の必要性原則は満たされないと見なければならぬ。というのも、仮にこの立論が通るならば、戦争を終結

³⁸ ロシアのウクライナ侵攻に関する日報 (Ukraine Project) を継続的に発している戦争研究所 (Institute for the Study of War: ISW) のジョージ・バロン (George Barrons) によると、モスクワの東 400km に滑空爆弾に 3 トン以上の火薬を搭載する工場が建設され、当所で製造された滑空爆弾が戦場に投入され始めると、ウクライナは戦線を維持するのが難しくなるとされる。また、英国王立防衛安全保障研究所 (RUSI) のジャスティン・ブロンク (Justine Bronk) は、ロシアが滑空爆弾をウクライナ東部への攻撃に多用し始めたことの脅威を多面的に解説しており、ロシアが数十万発規模で大量保有するソ連時代の兵器を改造した滑空爆弾のコストは低く、機能は絶大であるとし、それを迎撃するには米国から供与されたペトリオットが考え得るものの、前線に配備することでロシアの無人機の標的となるリスクに耐えられず、すなわちウクライナ側には打つ手がなく、したがって「ロシアは滑空爆弾により狙った場所を破壊し尽くすまで攻撃することが可能となり、ウクライナの防御的戦略は益々困難となる」と指摘しており、ウクライナが打って出る契機になっているとも読める。Joe Inwood and Tania Kharchenko, “Russia’s glide bombs devastating Ukraine’s cities on the cheap,” *BBC News*, May 19, 2024.

³⁹ このクルスク州への侵攻については、11 両の戦車 (米国製ブラッドリー Bladley)、20 両の戦闘車両 (米国製ストライカー Stryker)、無数の FPV ドローン (“First Person View” つまり一人称視点のカメラ映像を遠隔操縦者に送信可能なドローン、1 機あたり約 1,000 米ドル) の編成による進軍を皮切りに、ロシア側の戦車部隊 (T-90、1 両あたり約 450 万米ドル) を撃破、守備の手薄な背後に迂回するなど戦術面でも巧みな機動を見せたことを推測するものとして、Ai Telly, “How did Ukraine Invasion of Russia Happened?,” <https://m.youtube.com/watch?v=Pp7C1GeDJml>; また、ウクライナが英国製チャレンジャー 2 を用いてクルスクへの侵攻を成功させたことを報じるものとして、“Ukraine uses Challenger 2 tanks to storm into Russia in Kursk incursion ‘but one destroyed’”, *The Sun*, <https://m.youtube.com/watch?v=Rj0OfaJPAq0>

させる目的を抽象的に掲げさえすれば差し迫った攻撃を防ぐことに直接関係のない目標への攻撃さえも可能、という理屈が立ってしまいかねない。

これはエスカレーションの回避という価値観に基づく論理ではなく、ニカラグア事件において ICJ の多数意見が示した自衛権行使の要件論からの帰結である⁴⁰。すなわち、ICJ の多数意見は国連憲章 51 条の「武力攻撃」を必ずしも自衛権発動の必要条件とは示さず⁴¹、かつ、武力攻撃の着手までを（個別的）自衛権行使の要件としては示さない形で、武力行使の「最も重大な形態の武力の行使（most grave forms of the use of force）」として武力攻撃を提起し、「より重大ではない形態の武力の行使（other less grave forms）」として武力攻撃に至らない程度の武力行使と区別するという論理構成を取った⁴²。そして武力攻撃の具体例として「正規軍による越境軍事攻撃（regular armed forces across an international border）」のほかに「それに匹敵するほどの武力行為を行う各種武装集団等（傭兵等）の派遣（the sending by or on behalf of a State of armed bands, groups, irregulars or mercenaries, which carry out acts of armed force against another State of such gravity as to amount to (inter alia) an actual armed attack conducted by regular forces）」を示すことで、一般的な語感の武力攻撃とは異なる幅広の武力攻撃（主体の多様性に止まらず、実質的脅威への関与）が、憲章 2 条 4 項に言及される「武力攻撃」の解釈として妥当であるとする立場を明確にしたのである⁴³。それこそが実質的に必要性の要請であり、理論的に言えば、国内政治の混乱によって間接的に防げる程度の脅威では必要性の要請を満たす武力行使としては不十分、すなわち

⁴⁰ *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua*, (Nicaragua v. U.S.A., Judgment of 1986).

⁴¹ ニカラグア事件における裁判所の管轄権及び受理可能性判断にかかる判決（1984 年）の多数意見は、ニカラグアの主張に紐づけつつ、「武力行使に関する実定法は憲章にもれなく含まれるものではなく、暴力を含む国家責任について主張する国家実行は憲章に触れることなく可能であるどころか、むしろ頻繁に構成されている（para.71, pp.34-35）」との主張に関し、「武力行使禁止（non-use of force）、内政干渉禁止（non-intervention）、他国の独立及び領土保全の尊重（respect for the independence and territorial integrity of States）及び航行の自由（freedom of navigation）の諸原則は、慣習法を成文化した諸条約の諸規定の運用とは別次元に慣習国際法の一部として拘束力を有し続ける（para.73, p.36, *ibid*）」と判断した。すなわち慣習国際法として成立している自衛権についても、それを国連憲章の諸規定の解釈適用のみでは法概念として把握しきれものではない、との立場を明確にしたのであり、更に言えば、キャロライン定式のような慣習国際法上の自衛権の解釈論に取り組んだケース等を通じて明らかにされてきた自衛権の構成要件を、例えば国連憲章 51 条に「武力攻撃」とあるという理由のみに基づき刷新するような法解釈はそもそも想定しえないという立場を、国連憲章の形式的な文言解釈に拘泥する解釈論を真正面から否定する形で明確にしている。 *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua* (Nicaragua v. U.S.A., Judgment of 1984).

⁴² *Nicaragua Case*, ICJ Report 1986, para.191, p.101.

⁴³ *Ibid*, ICJ Report 1986, para.195, p.93.

自衛権行使の要件を満たし得ないと言うべきである⁴⁴。正規軍の派遣（つまり侵略）に匹敵するような、直接的かつ具体的な脅威を防ぐ目的でなければ自衛権を行使し得ないと解されている。つまり敵方の国内を混乱させる程度の狙いでは具体性を欠き不十分である。

この論理は、自衛権行使の要件論としての敵方からの武力攻撃の着手の見極め、すなわち差し迫った脅威（*imminent threat*）の存否判断において、敵の攻撃による被害の発生（*actual damage*）を待つことまでは求めないとしても、逆に予防戦争（*preventive war*）を受容するような立論は国際法学において概ね否定されてきたことに鑑みれば⁴⁵、必要性の因果は可能な限り直接的な連関（少なくとも差し迫った危険を防ぐ上で他に選択肢のない手段としての攻撃）に限定して見るべきとしてきた国際社会の実行において一貫して反映されている。間接的かつ迂回的な連関まで許容する広義の必要性の解釈は少なくとも ICJ や有力な学説においては基本的には支持されていないことを強く意識すべきであろう⁴⁶。

⁴⁴ ニカラグア事件における反対意見のなかでシュエーベル判事（米国）は国連総会の「侵略の定義に関する決議（1974 年）」（UNGA Res.3314）を援用し、ニカラグアの当該行為はエルサルバドルに対する侵略であると主張している。すなわち、憲章 51 条に言及のある「武力攻撃」の是非に拘らず、自衛権行使の発動要件となる武力行使をより実質的に特定しようとする立場を取っている。

⁴⁵ なお、このいわば自衛権行使の「フライング」が国際法上の違法な武力行使となることを明確にしたリーディング・ケースがキャロライン号事件であり、自衛権行使のための必要性和均衡性の要件が明確化される契機となった事例である。

⁴⁶ この点には、均衡性原則の解釈に関する二つの立場（狭義説と広義説）のいずれを取るかが結論を大きく左右することを意識すべきである。狭義説は具体的に想定される武力行使を単体レベルで除去するのに妥当な手段に限定して均衡性を捉えるのに対し、広義説はいわば戦争状態にあることを前提に個別単体の武力行使ではなく一連の武力行使が有力に想定される状況を抑えるに妥当な手段に幅広く均衡性を認める立場を取る。後者の広義説を取ることを米国は 2004 年以降明確にしており、無意識に広義説に立つ論者や主要国も少なくないため、狭義説はむしろ明確なマイナーである。2004 年当時米国の国務省法律顧問（State Department Legal Adviser）の立場からウイル・タフト（Will Taft）は次のように述べている。「武力の防御目的での使用に関する均衡性の適正な評価は、今まさに着手されようとする武力攻撃に対してのみならず、現在継続中の一連の攻撃に対し、今後の攻撃を抑止するために過去とられた対処、および、今後のさらなる攻撃を成功裏に抑止するために合理的に必要と判断される行動は何か、という観点を要する。（A proper assessment of the proportionality of defensive use of force would require looking not only at the immediately preceding armed attack, but also at whether it was part of an ongoing series of attacks, what steps were already taken to deter future attacks, and what force could reasonably be judged as needed to successfully deter future attack.）」William H. Taft, IV “Self-Defense and the Oil Platforms Decision,” *The Yale Journal of International Law*, Vol.29, 2004, p.305.

オイル・プラットフォーム事件において米国が主張したようないわゆる累積理論（*Accumulation of Events Theory / Nadelstichtaktik [needle prick]*）については、武力攻撃に至らない一連の武力行使（個別のミサイル攻撃や機雷による加害等）の累積が武力攻撃に相当することを主張するものであるが、ICJ の判決はこれを棄却している。*Case concerning Oil Platforms (Iran v. U.S.A., Merits, Judgment, 2003)*, *ICJ Report 2003*, para.64, pp.191-192.

このことは国連憲章 2 条 4 項との関係では越境攻撃に関して特に制約的に見る必要があることに加え、より一般的に、越境の是非に関わらずとも、戦線の拡大や戦闘烈度の引き上げの是非を判断する際にも一般的に制約的に考慮すべきこととしても意識されねばならない。すなわち、戦争のエスカレーションは、仮にそれが自国の優位につながることで意識されるものであるとしても、それが抽象的な意識に止まるのであれば必要性も均衡性も満たさないと見るべきである。この判断自体、本質的に幅広く曖昧なものとなることは避けがたいとしても、少なくとも脅威の除去と直接無関係な攻撃は自衛権行使を形式的な名目とするのみでは合法化できないと見るべきであろう。ここを堅守できるかが「法の支配」による平和の実現を大きく左右する。

そしてここに軍事的合理性の判断を読み込むことの重要性が決定的に関わってくる。ウクライナのゼレンスキー大統領は越境攻撃の意味や狙いを説明するスピーチのなかで次のように語っている。「仮に我々への支援国が供与してくれた武器をロシアへの越境攻撃に使用することを禁ずる現在の制約を解除してくれるならば、国境近くに住むウクライナ市民をロシアによる侵略から保護する目的でロシア域内のクルスクにまで物理的に進軍する必要はない。しかし今、我々はその武器を我々の裁量で使用することもできず、ロシアのテロリストを現在の駐在地から排除することもできない。ロシアの軍事基地、ロシアの空軍基地、ロシアの兵站および各種軍事施設が、プーチンに平和を破壊させており、したがって我々の国防軍にとって正当な攻撃目標（legitimate targets）なのである⁴⁷。」この主張から読み取れることは、上記のように必要性和均衡性の要請に対する説明が、自衛権行使を主張する側の国家主席による武力行使の説明として公式になされ、それが仮に要件論に求められるレベルの具体性を欠いた抽象的な内容であるとしても、特に反論や批判を受けていないことである。つまり軍事的合理性は、必ずしも個別の戦闘単位での具体的な必要性や均衡性を求めるものではなく、戦局全体を見て、更に言えば戦争状態にある前提のなかで個別ではなく戦争全体を止めることに寄与すると考えられるかを見ていることを、少なくとも今回のウクライナの越境攻撃については明らかにしたとも言えるのである。これは上述の必要性に関する広義説を意味するものであり、少なくとも今回のウクライナの越境攻撃については、広義説への傾きを見せていると評することができる⁴⁸。

そしてこのことに関連して、ある段階において仮に休戦交渉の余地があり、かつ、相手方や第三者的な仲介者が終戦交渉の促進のために積極的な動きを見せているような場合に、それを無視した戦線拡大として行うことの国際法違反も意識させるのである。もちろん

⁴⁷ President of Ukraine Volodymyr Zelenskyy Official Website, “Our Collective Efforts Determine What Weapons Are in the Hands of Our Warriors –Speech by the President at the Meeting of Heads of Ukraine’s Foreign Diplomatic Missions: Wartime Diplomacy: Resilience, Weapons, Victory,” August 19, 2024.

⁴⁸ とはいえ論理的には、今回の事例に固有の見方としての国際社会の反応と言うべきなのか、より普遍的な傾向を示すものなのかは本件のみを見ていたのでは判然としないため、その見極めのためには、少なくとも複数のケースの比較を要することになる。均衡性解釈についての狭義説と広義説については前掲注 46（タフトの見解）を参照。

んそうした動き自体が仮にあらうとも、現実的には少なくとも即時停戦が困難であるなどの状況判断となればエスカレーションもやむを得ない、すなわち必要性の原則の要請は満たされるということになろうが、真にそのエスカレーションが敵方の武力行使を排除するために必要であるのか、他に手がないと説得的に言えるのかが問われねばならない⁴⁹。

なお、既に占領され実効支配されているような地域の奪還を狙っている今回のウクライナのような状況にある国にとって、軍事的合理性を働かせた予測（戦争の現実を見据えた推論）としては、一旦休戦してしまうと、交渉を通じてそうした地域を奪還することは当然ながらおよそ困難であるということになり、戦闘の継続にこそ軍事的合理性がある、ということになりかねず、つまり戦闘継続（越境攻撃やエスカレーション）こそが必要性と均衡性の要請を満たすことになり、もはや国際法はその本来的に期待される機能（エスカレーションの抑制）を果たし得ないことになる。この状況が避けられるか否かは、ロシアが占領地域をウクライナに返還する実質的な可能性を前提に誠実な停戦交渉の申し入れを行い、ウクライナはその場合にはそれ以上の攻撃は自衛権行使の限界を構成するということを経済論として冷静に意識できるかにかかっている。不可能に見えるが、両当事者が互いにこの自衛権の原理を理解できているというフォーカル・ポイントを構成できていれば、休戦は不可能ではない。逆に言えば、互いがこの原理の理解に対する共通認識に少しでも疑いをさしはさんでいれば、休戦交渉は困難となる⁵⁰。

4 復仇としての越境攻撃の合法性

以上は比較的オーソドックスな国際法学の視点から、自衛権行使の限界としての越境攻撃の是非を考察したものである。ここで考察を完了させても一般的には問題はない。

⁴⁹ オメーラ博士はロシアが休戦の兆しも全く見せないまま2年以上にも渡りウクライナ戦争を継続していることをロシアへの越境攻撃（クルスク州への進軍）が自衛権の枠内に収まることの直接の根拠として示している。この立場は、ロシアの頑なな態度によって、必要性及び均衡性の原則がいずれも満たされることを主張するものであり、ロシア領内への反攻以外にウクライナへの攻撃（すなわちウクライナから見れば少なくとも明確な国際法違反の武力侵攻）を除去する手段がないことを意味している。このことのコロラリーとして、逆にロシアが休戦交渉に応じ、かつ、何らかの形で占領地の返還に応じる可能性をわずかでも示しているならば、必要性も均衡性も満たされないとの説となる。Supra note 8, O'meara(2024).

⁵⁰ フォーカル・ポイントとは、相互通信のできない当事者間に共有される相場観のことであり、トマス・シェリング（Thomas C. Schelling）により提起された戦略論の重要概念。人には連絡通信が断たれた相手との間にも、完全ではないにせよ不思議と頭揃えを成立させる能力（互いが互いの心理を読み解く能力）が備わっていることに注目したシェリングは、学生に対するアンケート実験を通じてこのことを明らかにした。彼は核抑止戦略にも応用可能なこうした戦略論の研究を重ね、後に「協力と争いの解明（understanding cooperation and conflict）」に貢献があったとしてノーベル経済学賞を2005年に授与されている。拙稿「シェリングの抑止理論」『エア・パワー研究』6号、2019年、85-107頁。

しかし戦争はそもそも教科書通りの行儀のよいものではない。冒頭に示したとおり、国際法学の存在意義は、社会現象を観察し、その現象がなぜ生じたのか、そこに国際法が果たした役割や機能があるとするならばどのようにその現象を説明できるのか、といった趣旨で法実証主義を主流として考えられてきた。国際法学とは、国際法の条文や主要な学説を頭に入れて諳んじることではない。

その意味では、武力行使の例外として定番的な自衛権を用いた理解に止まらず、国際法上の扱いの厄介な復讐（reprisals）についても論じる必要がある。ロシアは国際法違反の侵略戦争をウクライナに対して仕掛け、そのなかで個別の戦闘手段についても深刻な国際法違反を犯していることがウクライナや西側諸国を中心とするメディアからは繰り返し指摘されている。仮にこうした認識が事実であるならば、国際法違反の状態をロシアに対し改めさせることが必要になるが、まず強制力を以ってねじ伏せることが自衛権行使の本質であるのに対し、国際法上の復讐の場合は国際法違反の当事国に対し当該行為を自ら修正するよう促すことを本質とする。本稿における「復讐」とは、以下、武力を用いた復讐すなわち武力行使としての復讐（belligerent reprisals）に限定する⁵¹。

復讐にはその分かりにくさ、論理整合的な把握の難しさという、国際法ならではの特徴がある。というのも、復讐は外形的には武力攻撃であるが、その現代的な意味付けはシグナリングであり、コミュニケーションである⁵²。復讐は本来的には無差別戦争観の時代すなわち戦争が合法とされた時代に概念化されたことに加え、復讐という語感からもそのようにイメージされるのは自然なことである。ただし用語は従来と同じであり表象的にも仕返しや報復的な印象を伴うものであるとしても、現代においては、本質的にシグナリング

⁵¹ なお、武力行使としての復讐は、戦時復讐とは意味が明確に異なることに注意されたい。国際法学の中には、復讐を平時復讐と戦時復讐に分類する考え方も今日において一部に残っているが、そうした議論における「平時復讐」の内容は今日の国際法学においては対抗措置（counter measures）として括られることが一般的であり、「戦時復讐」についても戦時か否かによって分類するのではなく、武力を用いない対抗措置と武力を用いる対抗措置（＝復讐）という区分に一元化して把握する立場を本稿はとる。というのも、本稿では平時と戦時で適用法規をデジタルに区別するというような近代国際法（国連憲章以前の国際法の体系）を前提とする考え方を現代国際法に対しては採用しない。ユス・アド・ベルムとユス・イン・ベロの区別についても、平時と戦時の差異によるものとしては把握せず、ユス・イン・ベロの法源とされる諸規定が事実としての戦時下における国家実行を規律対象とすることを大括りに表現する趣旨で用いるものであり、国際法の適用状況を法的に平時と戦時に二元的に区別できるとする立場をとらない。宮内靖彦「『対抗措置』としての武力行使の合法性—国家責任条文草案第一部三〇条を手懸りとして」『早稲田法学会誌』43巻、1993年、341-342頁。

⁵² ICRCによる国際慣習法研究にも「復讐はそれに先立つ深刻な IHL 違反に対するものとしてのみ、敵方に IHL の遵守を促す目的においてのみ許される。(Reprisals may only be taken in reaction to a prior serious violation of international humanitarian law, and only for the purpose of inducing the adversary to comply with the law.)」と説明される。ICRC Rule 145 “Reprisals”。

を伴わない武力行使は復讐とはみなされず、国際法違反となる。戦闘行動に関する国際法を遵守しない相手に対し、その行動修正を促すための契機として、一定の武力攻撃を行うのが現代の復讐である。まずこのことが復讐を分かりにくくさせている。

そして復讐は、国際法上明確に合法的措置としては捉えられていない。武力行使が基本的に禁止され、例外的に自衛権と緊急避難という限定的な武力行使が認められるという全体像の中にも復讐は積極的には位置付けられないのが一般的であり、緊急事態におけるやむを得ない現実の動きとして理解されてきた。合法違法の二分法で答えよと言われれば、単純に「復讐は IHL に反するもの」とせざるを得ない⁵³。しかしそもそも二分法では表現できない部分として、敵方の違法行為を終了させる目的で行われる「復讐」は極めて厳格な条件を満たす場合に少なくとも違法とは言えない（とはいえ積極的に合法とまで言えるものではない）などとして扱われてきたのである⁵⁴。

国際社会には、状況を客観的かつ中立的に事実認定し国際法を解釈適用した判断を常に示し履行確保してくれるような、スポーツ競技における審判員のような存在は一般的に想定されていない。つまり諸国は自ら法に従うことを想定されており、違反が主張される場合の法の執行体制が不十分である。いくら国際法上禁止されようとも、様々な立場からの主張を織り交ぜつつ、実質的に国際法違反が繰り返されることを制度的に防ぐことは一般的に困難であるという現実がある。関係国の国際法違反に悩まされる国には、最終的に自助（self help）が認められるに過ぎない⁵⁵。

⁵³ このような立場の典型が「・・・国際義務の違反の犠牲者たる国家は、当該違反を行った国家に対して武力復讐によって正当に反応することはできない。なぜなら、国際法は今や、他国に対する武力の行使を伴う復讐を行うことを個別国家に禁じているからである。」とする国家責任条文草案の起草段階に提出された国連国際法委員会草案（ILC 草案）である。宮内「前掲論文」、351 頁。

⁵⁴ 「敵方の国際人道法違反に対応する執行手段として、当該違法行為を終了させる目的で行われる場合は合法、それ以外は違法となると考えられているという意味で、『復讐』は国際人道法に違反するものである。・・・復讐は極めて厳格な条件下で許容されるに過ぎず、国際人道法においては違法化の傾向もある（A “reprisal” is a breach of international humanitarian law, which would otherwise be unlawful but in exceptional cases is considered lawful as an enforcement measure in response to a previous breach of international humanitarian law by the enemy, with the purpose of terminating the enemy’s violation. ... Reprisals are only allowed under very strict conditions and there is a trend towards outlawing reprisals in international law. ）。」”Reprisals”, A to Z, ICRC Website; Remigiusz Bierzanek, “Reprisals as a Mean of Enforcing the Laws of Warfare: The Old and the New Law,” in Antonio Cassese ed., *The New Humanitarian Law of Armed Conflict*, Napoli, Editoriale Scientifica, Vol.I, 1979, pp.232-257; Shane Darcy, “The Evolution of the Law of Belligerent Reprisals,” *Military Law Review*, Vol.175, 2003, pp.184-251; Christopher Greenwood, “The Twilight of the Law of Belligerent Reprisals,” *Netherlands Yearbook of International Law*, 1989, pp.35-70.

⁵⁵ もっとも、現在の国際社会においては国連が国家間紛争の平和的解決のための各種機能を提供しており、国家間の国際法違反をめぐる紛争については ICJ が関係国の同意に基づく提訴や国際機関からの諮問に基づく判決（judgment）や命令（order）または勧告的意

そしてそれとは別に、敵方の違法行為を自ら改めさせるような気づきを与えるためのコミュニケーションとしての一定範囲の武力行使であれば、認めるというよりも目をつむろう、というのが、今日における復讐に関する共通認識というところであろう⁵⁶。つまり理論的には綺麗に整理できず、国家実行として必要に応じて認められてきた（見逃されてきた）極めて実践的な動き、ということが言える⁵⁷。

復讐にはその意味で、LOAC 上の位置づけを与える必要はそもそもない（単純に違法である）、という考え方も当然ありうる。しかしそのような国際法学を構築してしまったのでは国際社会の秩序として現実を動かしている規範の如何を把握することなどできない。

このような問題意識をわずかでも共有してきた特に LOAC 分野の優れた国際法学者たちは、復讐についてはある種の超法規的な位置づけ（extra-legality）を与える形で今日の LOAC の説明のなかに加えてきた⁵⁸。諸国は復讐を積極的に合法とは言わないが、違法とも言わない。武力行使自体を違法としてこなかった近代国際法の下で、復讐は特に戦争の際に力で敵方の国際法違反に抵抗する国家実行を概念化したものであり、それは一定程度許容されてきたものが、第二次世界大戦後の国連憲章が明確にしたような武力行使の禁止と例外的行使に関する厳密な要件論の普及に伴い、説明が難しくなっている。

そしてこのような流れのなかで、復讐はその目的を敵方の国際法違反を正す働きかけと

見（advisory opinion）を示すことが行われている。ただしその場合において法的拘束力のある判断が行われようとも、その執行（execution）については強制力による担保を提供するものは諸国による自助以外には存在しないのが現在の国際社会の特徴である。

⁵⁶ それ自体に法的拘束力はないものの、慣習国際法に関する理解を国連加盟諸国が示した例として、「国は、武力行使を伴う復讐行為を慎む義務を負う（States have a duty to refrain from acts of reprisal involving the use of force）」とした国連総会決議『友好関係原則宣言（1970 年）』を参照。UN Res.2625 (XXV) “Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Cooperation among States in accordance with the Charter of the United Nations”, 1970.

⁵⁷ 例えば米国によるアフガニスタン戦争の開戦に際しては、米国は自らの行動を自衛権行使として説明する以外にも、「これらテロリストによる攻撃と、その継続を防ぎ抑止すべく（to prevent and deter their continuation）、米軍は爆撃を行った」とする説明も行っている。この説明は自衛権のオーソドックスな構成要件としては理解し難く、復讐を意味すると解する方が自然である。Letter dated 98/08/20 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations (20 August 1998) UN Doc S/1998/780.

⁵⁸ 2001 年の『国際違法行為に対する国家責任』（国家責任条文草案）の 49 条は「対抗措置は努めて問題における義務の履行回復に寄与する手段として実施されなければならない

（Countermeasures shall, as far as possible, be taken in such a way as to permit the resumption of performance of the obligations in question）」とし、同 50 条 1 項は「対抗措置は以下のことに変更をもたらしてはならない（Countermeasures shall not affect）」とする筆頭に「(a) 国連憲章に明文化されている武力による威嚇及び武力行使を慎む義務」としている。つまり（武力）復讐を禁止としつつ、先行する国際法違反を軌道修正させる働きかけとして行われるものであるべきことを明らかにしている。

してのコミュニケーションとすることでその限定的合法性についての説明が試みられてきたが、それを否定的に見る立場は有力である。それどころか、現実的には復讐を受けた相手方は更にその復讐に対する武力行使を強めるという「再復讐 (counter-reprisal)」に訴えることも少なくなく、そうすると合法性を巡る法的主張は水掛け論の泥仕合となり、軍事的にもエスカレーションは止まらなくなる。

そのためか、「復讐に関しては認めるとしても、再復讐については禁止する」といった、間の抜けた規範論まで提示されるようになっていく⁵⁹。言うまでもなくこのような規範内容は、そもそも実効性に乏しく、したがって復讐そのものがやはり禁止されないことには、軍事的合理性と人道的配慮の規範論のバランスは見出せなくなってしまう。この意味でも、LOAC 上の復讐の位置づけについては超法規的なものとする認識にとどめることが、妥協的とはいえ少なくとも現状においては現実的な扱いということになるだろう。

以上に鑑みて、ウクライナによる今回のロシアへの反攻を評するならば次のようになるであろう。まずロシアによるウクライナへの武力侵攻は国際法違反であるとしても、それに対抗する際にロシアの領域主権を無制限に侵害してよいとする国際法は存在しない。ウクライナによる自衛権行使は、それが必要性と均衡性という 2 つの原則を満たす武力行使である場合にのみ合法であるに過ぎない。ロシアの領域内への攻撃は、侵略者の足元を揺さぶり威嚇を加えるという抽象的な狙いで実施されたとすれば、必要性も均衡性も満たすとは認められない。国際法はこの点を厳格かつ限定的に捉えるべきことを求めてきた。

他方、ウクライナへの侵攻を止めるために必要かつ均衡のとれた武力攻撃であることが説明できるならば、合法的な自衛権行使の範囲内の武力行使として主張できるものとなる。この点、モスクワまでおよそ 500km のクルスク州への侵攻については、それが領土の獲得という趣旨ではなく、少なくとも暫定的な戦略的進軍を意味するという場合には、必要性和均衡性を十分満たし得ると見る立場は有力である⁶⁰。

そしてロシアは個々の戦闘においても、ブチャでの虐殺の他にも民間人の殺戮や民間施設の破壊を繰り返しているとされる。このことは、軍事目標主義 (principle of distinction) に反し付随的損害 (collateral damages) に対する無制約ないし不十分な制約の攻撃実施という IHL 違反を構成する。確認は必要であるものの、仮にそれが事実であるならば、そのこと自体は免責の余地のない悪行であり、明確な国際法違反である。そうした非人道的な行為を許したのでは、国際法など机上の空論であるとの誹りは免れない。

とはいえ、その仕返しを無制限に許容したのでは、別の意味で国際法の意味などなくなってしまう。目には目を、歯には歯を、という論理を現代国際法は武力行使の禁止によっ

⁵⁹ ICRC による国際慣習法研究の成果としての規則 145 には、再復讐がエスカレーションを引き起こすことがあるため、再復讐は禁止される、という内容が国際慣習法の解説として示されるが、本稿の趣旨である軍事的合理性の観点からは遵守の期待できない規範であると言わざるを得ない。また、慣習国際法の成立要件とされる国家慣行 (a general practice) と法的信念 (opinio juris) を満たすとも考えにくい。ICRC Rule 145 “Reprisals”.

⁶⁰ 前出オメーラの立論。See, supra note 8, O’Meara (2024).

て否定しているのであり、それが戦闘行為である以上、いずれの戦闘主体も必要性及び均衡性という2つの要件を等しく満たすべきことをIHLも求めている。また、少なくとも過去の違法行為への対応としての武力行使となれば、これら必要性も均衡性も要件を満たすことはできないため、そうした武力行使は違法となる。敢えて極端に言えば、100年前の敵方の武力行使に対する自衛権行使が明確に違法となる理由はこれである⁶¹。

他方、復讐については、敵方の違法行為を改めさせることを目的とするコミュニケーションとしての武力行使である限りにおいて、実質的に違法性を追求されないという国家実行が一部に残っているに過ぎない。その意味では、敵方によるIHL違反の改善に直接関係することを積極的に説明できない場合には、それが敵方本国の領域への攻撃であろうとなかろうと、国際法上違法ということになる。その場合に、敵方の過去の違法行為そのものについては改めさせる余地がないため、類似のIHL違反が今後も行われかねないとの説得的な見通しと共に示されない限り、時宜を逃した復讐は違法な武力行使となる。

おわりに

本稿は、ウクライナによる越境反攻という具体的作戦に対する断定的評価を行うことを目的としない。実定法主義の国際法学の考え方、論点、考慮事項の要訣を示すことで、読者それぞれの思考に訴えることを目的とする。航空自衛隊のシンクタンクである航空研究センターは、政治的な論争とは一線を画し、戦略研究の立場から現実の戦争を如何に評価し我々の戦略立案の前提となる状況認識の精度や感度を高めていけるのかを、冷静かつ可能な限り客観的に提示することで、我々の防衛任務に寄与しようとするものである。はっきりしていることは、現代国際法は、いずれかの国の国益に偏重した我儘勝手なものではなく、万国共通のルールとしていずれの国の如何なる状況へも等しく公正に解釈適用されねばならない、ということである。

間違ってもそのことを、血の通わない冷徹で他責指向の無関心主義と混同してはならない。確かにウクライナには酌むべき悲劇があり、理不尽さに立ち向かう勇気には、同じ国際社会に生きる人として国として、同情すべき正義がある。しかし人類は過酷な歴史の経験を踏まえて今日の国際法の解釈適用へと漸く到達したのであり、先人たちの犠牲や経験を活かし、誠実に平和を追求するためには、腹をくくって堪えるべきは堪える国家実行を貫かなくてはならない。強者の側も、目先では思い通りに行動できたとしても、国際法を軽視した行動を取れば自国の首を絞める日が遠からずやってくる。

⁶¹ また、自衛権研究の最高峰とも言える秀作を示した国際法学者の田岡良一は、国際法と諸国の国内法の違いによらず共通する自衛権の原理として次のような例えを用いて概念の性質の明確化を図っている。「私の家を壊す者に対して、彼が破壊行為をなしている間は、この行為を中止せしめるために腕力を行使することも許されるが、彼が破壊行為を止めて逃走するときに、追跡して暴力を行使するのは、それが私の感情の満足を求め又は物質的償いを強制するためであっても、自衛行為として正当化されない。」田岡良一『国際法上の自衛権』勁草書房、2014年（新装版、1964年初版）4頁。

こうしたことを踏まえ、改めて国際法における LOAC の体系を厳しく問い直すことが国際社会に求められている。90 年代に米国で注目され盛んに議論された国際法の合法性 (legality) と正当性 (legitimacy) の議論は、トマス・フランク (Thomas Franck) の議論に象徴されるとおり、正当性こそが法の遵守を支える唯一の担保であることを導き出している⁷⁰。形式的な合法性を追求したところで、中央集権型の権威が存在しない国際社会においては絵に描いた餅に過ぎない。我々が追求しなければならないことは、法の遵守であり、そのためには、諸国それぞれが自発的に遵守を選択することへの誘いが必要であり、それこそが正当性であるとした先行研究のあることを軽視すべきではない。

その意味では、厳しい状況にあるからこそ、国際法の正当性が試されており、そこから逃げることなく立ち向かうことがウクライナにも、そしていずれ来るかもしれぬ厳しい局面に立たされた際の我が国にも求められている。戦争を生き抜くには、最後まで寄り添ってくれる味方を少しでも増やすことが必要である。無論、国際法を遵守して国が滅びたのでは元も子もない⁷¹。その意味では、実定法主義の国際法学は、軍事的合理性をしっかりと踏まえた法解釈論の精度を常に高める意識を忘れてはならない。LOAC の体系論の従来の通説や諸国の国家実行に対し、場当たりの発想に流れることなく、批判的な目を向け続けることが肝要である。歴史は平和が「法の支配」の先にしかないことを教えている。

以上、今回のウクライナの越境反攻を通じて見えてきた戦略の資を 2 つ示して結びに代える。まず、ウクライナによるロシアへの越境反攻に対する国際社会の反応の観察から読み取れることとして、ウクライナ自身も、そして NATO をはじめとする親ウクライナ諸国のうちいくつかの国も、当該反攻を自衛権の当然の帰結であると強調しつつも、法的な立論は示さず断定的に結論を述べていることである。逆に国際法違反を論じる国は、ロシアを含めて管見の限り皆無である。このことから、自衛権の構成要件の必要性及び均衡性原則が、広義説とも言うべき解釈に傾いていることが明らかとなった。ただしこれが本件に限定された例外的な国際社会の態度であるのか、あるいは普遍的な傾向を意味するののかについては引き続き観察が必要となる。

そしてもう一つが、そのような国際法解釈の前提となる事実認定、すなわちウクライナへの攻撃に用いられた軍事アセットに対する攻撃であることが明確に示せば尚更、均衡

⁷⁰ フランクによると、国際法遵守が期待される当該国際法の正当性の構成要素は、「明確性 (determinacy)」「表象的権威性 (symbolic validation)」「無謬性 (coherence)」および「堅守性 (adherence)」の 4 つであるとされる。Thomas Franck, "Legitimacy in the International System," *The American Journal of International Law*, Vol.82 No.4, 1998, p.712.

⁷¹ 「国際法は国家の自殺協定ではない (international law is not a suicide pact)」といった主張は国際法の限界に関して言及されることが少なくない。このフレーズは 1949 年の米国の国内裁判 (Terminiello v. City of Chicago, 1949) において合衆国憲法の性質が言及される際に使われたフレーズを国際法にも転用したものと考えられている。いずれも、国が国際法を遵守できるのは生存しているからであり、国が滅びてしまえば国際法の遵守ができなくなる、という尤もな命題を言い表したものである。Michael Glennon, *The Fog of Law: Pragmatism, Security, and International Law*, Stanford Law Books, 2010.

性要件を満たすことが明白となることに直接関連し、状況認識（Situation Awareness: SA）や情報収集・警戒監視・偵察（Intelligence, Surveillance and Reconnaissance: ISR）の能力が極めて重要になる、ということである。自衛のための反撃は必要性和均衡性を満たすのであれば、地球上のいずれに標的があるかということとは無関係に国際法上は合法であり、その合法性の説得力を強化するには、戦場で何が起きたのかの詳細を把握する力を高めることが鍵となることを意識すべきであろう。

つまりツポレフ爆撃機に繰り返し爆撃されたウクライナが北極圏の彼方にまで攻撃を仕掛けたように、いつ何にどう攻撃されたのかをしっかりと把握し、敵方の攻撃の因果を明確にしておくことが、国際法の要請である。印象論や抽象的な主観に基づく仕返しではなく、軍事的合理性に基づく必要性和均衡性の判断を客観的かつ明確に示すことで国際法上の自衛権行使の合法性は導かれる。それは国際社会の理解に訴え支持を引き出し、作戦の幅を広げることに繋がる。エア・アンド・スペース・パワーの中核を担う航空自衛隊への、この SA や ISR の面での期待と責任は大きい。逆に我々の作戦の軍事的合理性を状況認識も含めて十分に説明できないとなれば、合法性の説得力は不十分に陥り、国際社会の支援を得ることは難しくなり、ひいては戦局を不利に傾かせることになる。

【研究者紹介】

やまもと さとし



山本 哲史 3等空佐

（防衛戦略研究室研究員）

学術博士。神戸商船大学卒。名古屋大学大学院国際開発研究科修士・博士課程修了。東京大学大学院総合文化研究科特任准教授、モンゴル国立大学法学部日本法教員などを経て現職。東京大学、成蹊大学等にて教鞭をとる。専門分野は戦略、国際法、人権、難民。著作に「無人機とエア・パワー戦略」「エア・アンド・スペース・パワー研究」2021 年、「ロシアのウクライナ侵攻はなぜ経済制裁では止められないのかー戦略論から見た駆け引きのツールとしての経済制裁の機能分析ー」「安全保障戦略研究」2023 年、ほか多数。

本レポートにおける見解は、航空自衛隊幹部学校航空研究センターにおける研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省又は航空自衛隊の見解を表すものではありません。